



こころ

第 39 号 帆秋病院だより 令和 7 年 7 月

大分県精神科病院協同組合より、優良永年勤続職員表彰を受けました

この度、理事長の推薦によって、大分県精神科病院協同組合より、9 名（看護師 4 名・精神保健福祉士 1 名・作業療法士・1 名・管理栄養士 1 名・調理師 1 名・保育士 1 名）の職員が、事業第 63 期 優良永年勤続職員表彰を受け、当院にて表彰式を執り行いました。理事長より、「この度は、受賞おめでとうございます。これからも帆秋病院職員として、よろしくお願いします。」との挨拶がありました。

また、表彰者挨拶では、「本日はこのような素晴らしい表彰をいただき、ありがとうございます。こうして晴れがましい表彰を頂きましたのも、ひとえに院長先生をはじめ、皆様方のお力添えがあつてのことです。心より感謝いたしております」と、述べました。

今回、9 名の職員がこのような栄誉ある表彰を受けましたことを大変ありがたく思います。今後も精神科医療や地域貢献に励みつつ、よりよい職場環境を目指し、多職種で連携しながら、日々の業務に励んで参りたいと思います。



理念

・誠実
・信愛
・奉仕

基本方針

- ・私たちは、患者さんの人格と意思を尊重し、思いやりのある心をもって接遇し、よりよい医療を提供いたします。
- ・私たちは、安全で安心と満足の得られる医療を提供いたします。
- ・私たちは、常に自己研鑽に励み医療の向上を目指します。
- ・私たちは、病院の運営に協力いたします。
- ・私たちは、患者さんのプライバシーを保護します。

～ 職員全体研修 ～

7月には医事課長より、精神保健福祉法についての全体研修を行いました。

今回の研修の目的は、医療保護入院等診療料算定の要件に年2回の研修会が規定されており、研修の対象は精神科診療に携わる職員すべて（＝事務員も含む）、研修の内容は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神 保健福祉法）、隔離拘束の早期解除及び危機予防の介入技術等に関するものとなっているため、全職員を対象に研修会を実施しました。

内 容

1. 入院の対象となる患者について
2. 精神疾患の特徴について
3. 入院形態について
4. 行動制限について（通信・隔離・身体拘束）
5. 精神保健福祉法の改正内容について

研修スライドより（5. 精神保健福祉法の改正内容について）

5. 精神保健福祉法改正（令和6年4月～） 主な内容 ①医療保護入院制度の見直し 1) 家族等が同意しない場合や不同意の意思表示をしない場合に、市町村長同意が可能。 2) 医療保護入院の入院期間を定め、一定期間（6か月）ごとに入院要件の確認（従前同意者に同意の意思があるかどうかを確認）を行う。	②入院患者訪問支援事業の創設 市町村長同意の医療保護入院者を対象に、患者本人の希望により入院中の精神科病院を訪問して本人の話を聴くとともに、必要な情報提供を行う。 ③虐待防止に向けた取り組みの一層の推進 従業者への研修や患者への相談体制の整備等虐待防止等のための措置実施を、精神科病院管理者に義務付け。 また、精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者に、速やかに都道府県知事に通報することを義務付け。
・医療保護入院制度変更点（令和6年4月1日以降） 1) 入院期間が更新制となり、3か月ないし6か月ごとに更新届を提出する。 2) 入院継続となった場合に、家族等への同意確認が必須。 原則初回の医療保護入院同意者に確認を取るが、連絡が取れない場合や、同意もしくは不同意の意思表示をしない場合、または、かわりを拒否する場合は居所を管轄する市町村長へ同意の依頼ができる。	3) 医療保護入院者退院支援委員会開催前に精神保健指定医の診察が必須。医療保護入院と判定したときの症状及び任意入院ができないと判定した理由を診療録に記載しなければならない。 4) 医療保護入院者退院支援委員会に精神保健指定医の出席は必須ではなくなった（医療保護入院者の主治医が参加必須）。 5) 退院後生活環境相談員になれる職種に公認心理師が追加。



病院までのアクセス



- バス：元町経由「元町」下車
- 車：大分駅前から国道10号線を宮崎方面へ向かって約10分
- JR：大分駅からタクシーで約10分



発行月：令和6年7月
住 所：〒870-0843
大分市大字大分 4772-2
(元町6組)



医療法人至誠会

帆 秋 病 院

精神科・心療内科

内 科・歯 科

TEL：097-543-2366

FAX：097-543-0664

<http://www.hoaki.jp/>